

令和3年3月1日

関係各位

古賀市長 田辺 一城

### 緊急事態宣言解除後の当分の間の市民団体等の活動について

令和3年2月28日付で緊急事態措置の実施区域から福岡県が除外されましたが、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止のため、当分の間（3月1日から7日迄）の古賀市独自の段階的な制限緩和の取組について検討し、以下の方針を決定しました。

市民のみなさまにおかれましては、それぞれの行動が自らと大切な人を守り、ひいては地域社会を守ることにつながることを意識していただき、引き続き感染防止策の徹底について取り組みいただきますよう、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 3月1日から7日までの市民団体（※）の活動について

新型コロナウイルス感染症感染再拡大防止のための古賀市独自の段階的な制限緩和の取組として、上記の期間中の市民団体の活動並びに地域の公民館・集会所の使用は引き続き20時迄とするようお願いいたします。

行事及び会合については中止の要請はいたしません。感染拡大防止策を徹底しての開催や不急な行事等については開催日の延期などをご検討ください。

※市民団体…市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された公益性のある活動を行う団体（自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、PTCA等を指します）。

上記の期間以降の対応については、今後の感染の状況等を踏まえ、改めてお知らせいたします。

#### 【問い合わせ先】

（行政区長・行政隣組長・自治会、校区コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体に関して）

古賀市 総務部 まちづくり推進課

電話：092-942-1165

（地域の公民館（分館）に関して）

古賀市 教育委員会 生涯学習推進課

電話：092-944-1931

（感染症対策全般に関して）

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話：092-942-1151